

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
糸満市	三和地区	令和3年9月10日	令和2年3月31日

1.対象地区の現状

①地区内の耕作面積	427.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	252.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	162.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	140.1ha
④地区内における中心経営体の耕作面積の合計	128.5ha

2.対象地区の概要

三和地区は、全体的に平坦な地形が多く、肥沃なジャール土壌や保水性に乏しい島尻マージが分布している。地区の南東側に土地改良事業の未整備地区が残るものの、広範囲が国営地下ダム事業の受益地区であり、優良農地となっている。

3.対象地区の課題

三和地区は、農業者の高齢化に起因する耕作放棄地の増加や若年層の市街地区への流失による後継者不足が問題となっている。
地区の大部分が珊瑚石灰岩であるため閉塞水系となっている。しかも、水系の流末は自然浸透が多いため水はけが悪く、大雨時には農地冠水が起こりやすい状況である。

4.対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

●三和東地区 A・B・C・D・E・F・M地区 （新垣・国吉・宇江城・真栄平・摩文仁・真壁・南波平・米須・大度地域） 【三和A地区（新垣地域）】 この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 【三和B地区（国吉・宇江城・真栄平地域）】 この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
--

4.対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【三和C地区（宇江城・真栄平地域）】

この地区の一部は大雨時には農地冠水が起りやすい状況である。農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和D地区（宇江城・真栄平・摩文仁地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和E地区（真壁・南波平地域）】

この地区の一部は大雨時には農地冠水が起りやすい状況である。農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和M地区（真壁・宇江城地域）】

この地区の一部は大雨時には農地冠水が起りやすい状況である。農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和F地区（米須・大度地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

●三和西地区 G・H・I・J・K・L地区

（真栄里・伊敷・名城・小波蔵・糸洲・喜屋武・束辺名・上里・福地・山城・伊原地域）

【三和G地区（真栄里・伊敷・名城・小波蔵地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和H地区（真栄里・伊敷・名城・小波蔵・糸洲地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和I地区（喜屋武・束辺名・上里地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4.対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【三和J地区（喜屋武・束辺名・上里地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和K地区（福地・山城・伊原地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【三和L地区（伊原地域）】

この地区の農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

・土地改良未整備地区の荒廃農地を抑制するため、農業委員会や土地改良関係機関と情報共有を図り、耕作放棄地対策等の事業を活用するとともに、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者へ農地集積を行っていく。

・円滑化団体（JA）による農地集積事業において期限が到達した農地については、農地中間管理事業へ引き継いでいく。後継者がいない農地についても、積極的に農地中間管理事業を利用して農地集積を促進する。

国営地下ダム事業の受益地区である優良農地の特性をフルに活用し、作物の高付加価値化や生産性向上に取り組み、地域の話し合いの充実により、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者へ農地集積を行っていく。

5.三和地区における中心経営体の状況

(表1)

地区コード	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	新垣土地改良区	真栄平土地改良区	真栄平南土地改良区	真栄平西土地改良区	真壁南土地改良区	米須土地改良区	北名城土地改良区	名城土地改良区	喜屋武土地改良区	喜屋武第2土地改良区	山城土地改良区	伊原土地改良区	真壁東土地改良区
①認定農業者	5	5	5	3	8	9	4	10	0	0	1	1	2
②認定新規就農者	4	2	6	2	1	7	2	11	14	5	4	7	0
③基本構想水準到達者	0	1	2	2	0	2	0	4	1	0	1	2	0
④上記に該当しない中心経営体	0	4	5	3	5	7	5	7	7	2	9	7	5
⑤集落名	新垣	国吉 宇江城 真栄平	宇江城 真栄平	宇江城 真栄平 摩文仁	真壁 南波平	米須 大度	真栄里 伊敷 名城 小波蔵	真栄里 伊敷 名城 小波蔵 糸洲	喜屋武 束辺名 上里	喜屋武 束辺名 上里	福地 山城 伊原	伊原	真壁 宇江城